

議案第96号

三朝町ふるさと創生基金条例の廃止について

次のとおり三朝町ふるさと創生基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本義会の議決を求める。

平成17年9月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年9月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町ふるさと創生基金条例を廃止する条例

三朝町ふるさと創生基金条例（平成元年三朝町条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。